

## 東久留米市勤労市民共済会表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、東久留米市勤労市民共済会（以下「共済会」という。）において指導的役割を果たし、福利厚生の上昇に功勞のあつた者の表彰等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰)

第2条 表彰は、理事及び監事又は参与の職に20年以上あつたものに対して行う。ただし、理事会において必要と認めるときはこの限りでない。

### (再表彰)

第3条 第2条により表彰を受けたものは、再表彰を行わないものとする。

### (表彰の方法)

第4条 被表彰者に対しては、記念品を贈呈する。

2 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、記念品は遺族に贈呈する。

3 記念品は、予算で定めた額とする。

### (表彰の時期)

第5条 表彰は、退任後速やかにおこなうものとする。

### (適用の除外)

第6条 表彰を受ける者が、次の各号の一つに該当するとき又は、表彰を行わないものとする。

(1) 刑事事件に関して現に起訴されているとき。

(2) 本人の責めに帰すべき行為により、若しくは名譽を失つたと認められるとき。

### 付 則

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

### 付 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。